

森林環境譲与税と茨城県森林湖沼環境税の使途のすみ分けについて

平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、市町村による森林整備の財源として、国から全国の市町村と都道府県に対し「森林環境譲与税」(国税)の譲与が開始されました。

茨城県では、「森林環境譲与税」(国税)に先立ち、平成20(2008)年度から「森林湖沼環境税」(県税)を導入し、県内の森林や湖沼・河川などを良好な状態で次世代に引き継ぐための取組に活用させていただいております。

この2つの税の使途が重複しないよう、次のように整理した上で、県と市町村が連携し、県内の森林の保全や整備の取組を進めております。

○使途のすみ分けのイメージ(森林湖沼環境税は森林に関するもののみを記載)

	森林環境譲与税(国税)	茨城県森林湖沼環境税(県税)
主体	市町村が実施	県が実施
使途	・ 林業経営に適さない森林の整備 ・ 上記の森林整備を担うべき人材の育成及び確保 ・ 森林の有する公益的機能に関する普及啓発 ・ 木材の利用の促進 等	・ 林業経営の自立化を進め、県内の林業経営に適した森林において、適切な森林整備と森林資源の循環利用を推進するための施策 ・ 海岸防災林の整備・保全や森林環境教育の推進等、県内全域を対象とすべき施策
	県は、森林整備を実施する市町村の支援等を実施	